

政治倫理審査会の 審査結果について

令和4年4月8日付けで9人の議員から議長へ調査請求書が1件提出され、同年5月2日付けで議長名において同文書を湖南省長に送付しました。同年7月20日、湖南省長から湖南省政治倫理審査会会長へ、湖南省政治倫理条例施行規則第3条第6項の規定に基づき、審査請求書が提出されました。

湖南省政治倫理審査会では、現地踏査を含む4回の審査会を開催、11月11日に審査結果が出ましたので報告いたします。

加藤貞一郎議員に係る審査請求

【審査請求内容】

加藤貞一郎議員が所有する農地を、転用手続きをせずに県発注工事の現場事務所用地として複数の業者に貸し、その使用料として68万円を得ていたが、その収入を税務署に申告し

ておらず、農地法や所得税法に抵触するおそれがある。

この行為は、湖南省政治倫理条例(以下「条例」という。)第4条第1項第1号に定める「市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名譽を損なうおそれのある行為」および「その自由刑として禁錮のみを定める罪以外の道徳的に非

難されるべき動機に基づき行われ、その法定刑として罰金以上の刑を定める罪の被疑者として捜査機関の取調べの対象となる行為」に抵触するおそれがある。

【審査の結果】

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと判断する。

【判断の理由】

農地法および所得税法に抵触するおそれのある行為について

当審査会は、法令上の違反であるか否か判断を行う機関ではないが、政治倫理基準違反行為の存否を判断するに当たり、本件行為は

次のとおり農地法および所得税法に抵触するおそれの有無について検討する。

(1) 農地転用手続きの必要性の認識について

農地法第5条第1項は、「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第4項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合

申請をしたものと思い込んでいたと主張するものの、これをもって手続きを怠っていたことを正当化できないため、同法に抵触するおそれがあるものと判断する。

(2) 工事完了後の当該農地原状回復の必要性の認識について

審査対象者は、畑としての利用を想定した原状回復を行ったと主張するが、新聞報道で当該農地の原状回復が不十分であるとの指摘を受けると、追加の原状回復措置をとった。この経緯から、原状回復に関しては直ちに違法性があるとは言えないが、市民全体の代表

【審査対象者】

加藤 貞一郎 議員